

●まちの情報誌●



広報

2017
FEBRUARY
2月号

たふとり

町の人口
男 3,323人
女 3,683人
計 7,006人
世帯数 2,873戸
2016年12月末現在

No. 513

祝 成人

若き力、新成人の活躍に期待



1月8日、リベルテホールで成人式が行われ、高取町では64名が晴れて新成人となりました。

式典では、新成人を代表して岡崎奈希紗さん（谷田）が、力強く二十歳の誓いを述べました。また、式典終了後には、高取中学校吹奏楽部から新成人へのお祝いの音楽がプレゼントされました。

リベルテキッズらんど「みんなで手作り成人式」に参加してくれた、たかむち小学校5、6年生が、司会や舞台裏方（受付・音響・照明・舞台係）を担当し、手作り成人式で祝福しました。

◆ 心やすらぐふるさと 高取 ◆

高取町 食生活改善推進員協議会 厚生労働大臣表彰受賞

高取町食生活改善推進員協議会が栄養関係功労者厚生労働大臣表彰を受賞されました。

昭和49年、前身となる食生活研究グループ時代から、キッチンカーで地域を巡回し、健康づくり活動を積極的に展開されてきました。平成元年に食生活改善推進員協議会として会を発足後も行政と一体となり、食を通して活動のみならず、運動やがん予防等への取り組みを通して地域人々の健康づくりに貢献されています。

これらの多年にわたる地域住民の栄養や食生活の改善に貢献した功績が認められ、今回の受賞となりました。



会員数16名

平成29年

連合消防 出初式挙行

1月14日(土)、平成29年連合消防出初式が挙行されました。

悪天候が予想されたため、かしはら万葉ホールで行われた出初式には、橿原市、大和高田市、御所市、高取町、明日香村から消防団員などおよそ740名が出席しました。

式典では、来賓者が挨拶や祝辞を述べられ、各地域で消防団員として活動してきた144名が表彰を受けました。

高取町消防団の表彰受賞者は次のとおりです。

【奈良県知事表彰】

第1分団 班長 名古屋保信

女性分団 班長 木田 明美

【奈良県消防協会表彰】

第2分団 班長 山崎 修嗣

【高取町長表彰】

第1分団 団員 木村 幸生

第2分団 団員 増田 一宏

【高市支部長表彰】

第1分団 団員 関本 典昭

第2分団 団員 前川 広樹

女性分団 団員 小南みゆき

【高取町消防団長表彰】

第1分団 団員 神谷 和典

第2分団 団員 山中 伸介

【橿原警察署長感謝状】

女性分団 団員 白井眞由美

第1分団 団員 山中 弘順

第2分団 団員 古河 淳平

(式典読み上げ順、敬称略)

税の作文

平成28年12月8日(木)、橿原観光ホテルで「中学生の税の作文」の表彰式が行われ、高取中学校生2人が表彰を受賞しました。

全国納税貯蓄組合連合会と国税庁では、将来を担う中学生に身近に感じた税に関することなどを題材に作文を書くことで税について関心を持ち、正しい理解を深めていただくという趣旨で「中学生の税についての作文」を実施しています。

平成28年度

「中学生の税についての作文」

☆高取町長賞

「税についての作文」

高取中学校3年生 堀内 緑さん

☆葛城納税貯蓄組合連合会会長賞

「税のおかげで」

高取中学校2年生 友村 涼真さん



阿波野青畝を偲ぶ

「俳句コンテスト」

【小学校の部】

☆町長賞

- ・このまちに ひととまちがう かかしある (1年生) ひがし みさき さん
- ・あきになる いろんなはっぱ みつけたよ (2年生) ひろの まゆ子 さん
- ・七五三 みんなわらって はいピース (3年生) 東 しょうき くん
- ・ありさんが きのかさで あまやどり (4年生) 井川 拓 くん
- ・空の海 群れて泳ぐよ 鯨雲 (5年生) 松本 蓮 くん
- ・冬の朝 窓を開けたら 雪景色 (6年生) 安井 美空 さん

【中学校の部】

- ・通学路 一緒に帰ろう 赤とんぼ (1年生) 植田 愛未 さん
- ・僕の背を 押してくれるよ 秋の風 (2年生) 津澤 卓弥 くん
- ・あこがれの きれいな海で 貝拾い (3年生) 坂口 綾香 さん

12月23日(祝)、高取が生んだ俳人阿波野青畝さんを偲び、たかとり観光ボランティアガイドの会による第13回俳句コンテスト表彰式が老人福祉センターで行われました。優秀作品は次の通りです。

【高校の部】

- ・花火見る 特等席は 父の膝 (1年生) 伏見 将佑 さん
- ・「触れないで」 恥ずかしがりの 鳳仙花 (2年生) 今堀 純 さん
- ・夏休み いっぱいなやんだ 受験生 (3年生) 泉 聖香 さん

【英語俳句の部】

- ・On a rainy day
The tears of sky drop over me
It's weird I can't drop tears over you
(日本語訳)
不思議だな
空からなみだ(雨)は ふるのに
私は見せない あなたには
(高取国際高校2年生) 松島 萌加 さん



【一般の部】

- ・村人に なりきってゐる 案山子かな 川西町 上田 美代子 様
- ・手を振れば 応へてきさう 案山子かな 大和郡山市 柴田 香女 様
- ・リヤカー引く 媼と紛ふ 案山子かな 八尾市 仲谷 加代子 様
- ・花鉢を 置かぬ家なく 雛めぐり 宝塚市 広田 祝世 様

☆青畝文学館賞

- ・葛城と 青畝の句碑に 秋の風 御所市 中村 宗一 様

☆観光協会賞

- ・パラパラと 道路をかける 木の葉たち (たかむち小学校6年生) 石田 茉莉 さん

☆天の川賞

- ・染まる赤 もみじ色づく 壺阪寺 慈母園 飯塚 恵樹 様

ご存じですか？ 地域子育て支援センター アミィクラブ

子育ての楽しさを見つけてみましょう！
親子の交流の場として参加ください。家庭での育児不安や様々な悩みなどを解消するため、たかとり保育園に「子育て支援センター」を設置しています。

地域子育て支援センターでは、育児・保育に詳しい知識を有する保育士を中心として育児に関する相談支援活動や情報の提供、同じ子育てをしている保護者が互いに交流できる場の提供等、地域全体で子育てを支援する基盤づくりを行っています。

◇内容

- ① 育児不安などの相談・援助
家庭での育児不安や悩みなどに子育てに関する幅広い相談に関して、窓口を設けています。
- ② 園庭開放
保育園の園庭を開放していろいろなイベントや保育園の行事への参加などを行っています。
- ③ 保育園との連携
保護者が急病の場合や突然の用事、また家族の看病等で緊急に保育が出来なくなった場合に、一時的にお子さんを預かりする「一時預かり保育」を行っています。1人で悩まず、お気軽にご相談ください。

◇申込

地域子育て支援センター事務局
(たかとり保育園内)
0744 (52) 4368

2月の臨床心理士による 教育相談

- ◇相談日 2月3日(金)・10日(金)・17日(金)・24日(金)
いずれも13時から17時
(1回約45分の事前予約制)
- ◇相談場所 リベルテホール
- ◇対象者 町内在住の子どもたち(中学生まで)とその保護者
- ◇申込方法 教育委員会事務局へ、電話でお申込ください。
0744 (52) 3715
- ◇費用 相談は無料です。
- ◇その他 高取中学校を拠点校として、スクールカウンセラーによる相談も行っています。
日時等につきましては、高取中学校へお問い合わせください。
0744 (52) 2151

子育て支援センター アミィクラブ

親子でふれあい、楽しい時間を一緒にすごしてみませんか？お気軽にご参加ください！！

- とき 2月21日(火)10時～11時30分
- ところ たかとり保育園
- 対象者 0～3歳児とその保護者
- 内容 手づくりひなまつり♡ お誕生日会
- 問い合わせ
子育て支援センター(たかとり保育園内)
0744 (52) 4368
- 申込時間 9時～16時まで
※会場の都合がありますので、参加を希望される方は開催日の2日前までにお申込ください。

わくわく エンジェル

お友達作りの育児サークル
「わくわくエンジェル」に参加しませんか？

- とき
3月1日(水)
10時～11時30分
- ところ
保健センター
- 対象者
0歳～未就学児とその保護者
- 内容
お話し会
お別れ会(カンブリアさん)
- 問い合わせ 福祉課

2月は「水質改善強化月間」ご協力お願いします！

大和川では雨量が少なく水質の悪化する2月を「水質改善強化月間」としています。大和川の汚れの原因は家庭から出る「生活排水」であることから、流域に住む皆さんに生活排水を減らす取り組みを呼びかけています。エコで川にも家計にもやさしい工夫で生活排水を減らすことができるので、水質改善にご協力ください。

何をしたらいいの？…例えばこのような工夫ができます！

①残さない

- ①食事は食べる分量だけ作り、残らないようにしましょう！

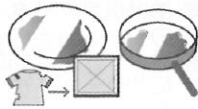


ワンポイント

残ったら次の日に活用できるよう冷蔵庫で保存しましょう！

②ふき取る

- ②食器やフライパンなどの汚れは拭き取ってから洗いましょう！



ワンポイント

古着などをカットして使えばムダなゴミもでません！

③流さない

- ③食べ残しや残りクスを直接流さないようにしましょう！



ワンポイント

三角コーナーや水切りネットを上手く活用しましょう！

そのほかの家庭でできる 取り組み

- ◎煮物の汁等は新聞紙等にしみこませてゴミとして捨てましょう。
- ◎石けんやシャンプー、洗剤類は使わずに気をつけましょう。
- ◎浄化槽を設置されている方は定期的に点検や清掃を実施しましょう。
- ※下水道が整備されている地域でも、生活排水を減らす取り組みは効果的です。



◎問い合わせ 住民課

取り組んだ内容は 大和川HP WEBアンケート でチェックしてみてください！
強化月間HP <http://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/special/drainage/index.html>
水質の汚れの原因であるハイスイデビルが逃げ出すくらい、きれいな大和川へ。
力を合わせてできることから始めましょう！



第4回 ほとばーと南和のついで

みんなで踏み出す一歩二歩
〜障がいのある人もない人も
ともに暮らす地域へ〜

私たちは障がいに対する正しい
情報の普及を目的とし、障がいの
あるなしに関わらず暮らしやすい
地域づくりを目指しています。

イベントは今年度で4回目を
迎えました。今回は講演会や障
がい当事者によるものづくり体
験やバザー、大ホールでは舞台
発表を行います。入場無料です
のでぜひ、会場へお越しください。
〇とき 3月18日(土)
10時30分〜16時

〇ところ 大淀町文化会館とその周辺
〇問い合わせ
ほとばーと南和事務局
特定非営利活動法人吉野コスモス会
地域活動支援センターのとか
〒638-0821 奈良県吉
野郡大淀町下刈862-1
TEL・FAX
0747(53)2215

緊急通報システム NET119

説明・登録会開催について

聴覚障害者等の皆さんの通報手
段として、携帯端末から通報を可
能にした緊急通報システムNET
119の説明・登録会を実施しま
す。ぜひ参加してください。

◆とき

3月25日(土)

第1回 10時〜13時(集合10時)

第2回 14時〜17時(集合14時)

※1回約30名

◆ところ

奈良県桜井市上之庄327
桜井消防署

◆説明・登録会に参加する前に、
確認しておいてください。
・web119.infoドメインが利用
可能な状態であるか
※詳細な設定方法等は、各携帯
電話会社の店舗等で確認して
ください。
・メール設定用の暗証番号(パ
スワード)

◆持参品

本サービスに登録する携帯電話・
スマートフォン

◆申込方法

様式は問いませんが、氏名、住
所、午前(第1回)もしくは午後
(第2回)を記入の上、左記の問
い合わせFAX若しくはメールで
連絡してください。申込書等を返
信します。必要事項を記入の上送
信いただき、受付します。

また、参加者多数等でご希望
に添えない場合は、連絡いただ
いたFAXもしくはメールにて
連絡します。ご了承ください。

◆申込締切日 3月15日(水)

◆問い合わせ

奈良県広域消防組合消防本部
警防部 通信指令センター
TEL 0744(26)0115
FAX 0744(46)9175
メール tsushin@narksk119.jp

耳に関する 「講演会」と 無料相談

〇とき 3月8日(水)

14時30分〜16時40分まで

〇ところ

奈良県医師会館2階会議室
橿原市内膳町5-5-8

近鉄大和八木駅から徒歩7分
0742(22)8502

〇講演

「耳のしくみとめまいの話」

奈良県立医科大学耳鼻咽喉・
頭頸部外科学講座教授
北原 紘

〇無料相談 耳を含め耳鼻咽喉
科全般に関する相談

担当医師 耳鼻咽喉科専門医

〇申込 不要

※講演では、要約筆記を行います。

※会場にて、聴力検査および補
聴器の相談も行います。

〇問い合わせ

奈良県医師会耳鼻咽喉科部会
TEL 0722(22)8502
FAX 0744(23)7796

短歌

帰省子のざわめき残る部屋内に
忘れものありメールに伝ふ

豊島 チカ子

散り残る紅葉の彩の冴え冴えと
冬の朝の光を返す

森田 幸子

あの世にも通じる電話あるならば
声が聞きたし夫母父の

松尾 多希子



俳句

精舎跡その一隅の野梅かな

辻 慶子

寒柝の遠のき元のしじまかな

永野 永久

千塚の羊腸の径笛鳴ける

増田 貞子

葛城税務署からのお知らせ

～確定申告書は国税庁のホームページから!!～

ご自宅のパソコンを利用して国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成し、郵送等で提出することができます。

また、タブレット端末等でも作成することができます。(申告に当たっては、コンビニエンスストア等のプリントサービスを利用し、申告書を印刷して郵送等により提出する必要があります。)

平成28年分の所得税および復興特別所得税と贈与税の確定申告と納税は、**平成29年3月15日(水)までです。**

なお、納付期限等については、右記のとおりとなっています。



税目	振替納税を利用されていない場合	振替納税を利用されている場合
所得税および復興特別所得税	【納期限】 平成29年3月15日(水)	【振替期日】 平成29年4月20日(木)
消費税および地方消費税(個人)	【納期限】 平成29年3月31日(金)	【振替期日】 平成29年4月25日(火)

葛城税務署の確定申告相談会場は、平成29年2月16日(木)から開設します。

開設以前(2月15日(水)まで)に来署された場合には、申告相談を担当する職員が少なく、長時間お待ちいただく場合がありますので、ご理解とご協力の程よろしくをお願いします。

相談会場では、16時まで申告相談の受付をしておりますが、混雑状況によっては早めに(15時頃)相談受付を終了させていただく場合もございます。

(2月15日(水)までの期間についても、申告相談が17時に終了しないと見込まれる場合には、早めに相談受付を終了する場合があります。)



◎確定申告相談会場の開催日程

【地区相談会場】 税理士による確定申告書の書き方などの相談(アドバイス)を行います。
所得税および復興特別所得税の確定申告をされる方は、ぜひこの会場をご利用ください。

会場	所在地	開設期間	開設時間
橿原市商工経済会館 (7階 大ホール)	橿原市久米町652-2 (近鉄橿原神宮前駅東口より徒歩1分)	2月16日(木)～2月22日(水) ※土曜～日曜は除く	9時30分～16時 ※12時～13時は除く
上牧町保健福祉センター 「2000年会館」 (2階 多目的室)	上牧町大字上牧3245-1 (JR王寺駅から奈良交通バス15分) (上牧町文化センター下車東へ徒歩3分)	2月23日(木)～3月1日(水) ※土曜～日曜は除く	
五條市市民会館 (3階 会議室)	五條市本町3-1-13 (JR五条駅から西へ徒歩15分)	3月2日(木)～3月3日(金)	

- ・開設時間は上記のとおりですが、混雑の状況により早めに当日の受付を終了させていただく場合がありますのでご了承ください。
- ・土地・建物・株式等の譲渡所得、贈与税、相続税の相談は行っておりません。
- ・各会場ともに駐車場が狭いため、お車での来場はご遠慮ください。

■復興特別所得税の記載漏れにご注意!

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を、所得税と併せて申告・納付することとされています。申告書の作成に当たっては、復興特別所得税額の記載漏れがないようご注意ください。

■開庁日対応について

平成29年2月19日(日)および2月26日(日)の日曜日に限り、奈良・葛城税務署の合同会場を奈良税務署で行います。

- (注)1.上記両日は、葛城税務署に会場を設けておりません。
2.会場専用の駐車場がございませんので公共交通機関をご利用ください。
3.合同会場では、16時まで申告相談の受付をしておりますが、混雑状況によっては早めに相談受付を終了させていただく場合もございます。

◇問い合わせ

申告内容、申告に必要な書類の確認などは、お電話で問い合わせることができます。最寄りの税務署にお電話いただきますと、自動音声によりご案内しておりますので、相談内容に応じて該当の番号を選択してください。【葛城税務署 代表…0745(22)2721】

■社会保障・税番号(マイナンバー)制度について

平成28年分の確定申告書等には「個人番号」を記載し提出していただくことになります。「個人番号」を記載した申告書等を提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。
《本人確認を行うときに使用する書類の例》

- ①個人番号カード(番号確認と身元確認)
 - ②通知カード(番号確認)＋運転免許証、健康保険の被保険者証など(身元確認)
- ・通知カードとは、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されたカードです。
 - ・個人番号カードとは、本人が市区町村に交付を申請し、通知カードと引換えに交付を受けることができるカードです。個人番号カードには、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人の写真が表示されます。

税務課からのお知らせ

☆平成28年4月1日から納期内納付の強化をしています。

●平成28年度から納期限を過ぎた納付書では納付することができなくなりました。納期限経過後は役場税務課窓口で納付していただくか、後日送付される督促状（督促手数料および延滞金）が加算される場合があります。（で納付するか、納付書再発行請求書により郵送で納付書を請求してください。なお、納付書再発行請求書に必要事項を記入し、返信用封筒（長形3号の封筒に住所氏名を明記し切手を貼ったもの）を同封して請求してください。

滞納は、誠実に納税などの義務を果たす多くの町民の皆さんの公平感の阻害につながることから、誠実性を欠く滞納者には、行政サービスに一部制限措置を講じています。

また、納期限を過ぎますと、本税とは別に督促手数料および納期限の翌日から納付日までの日数に応じて延滞金（加算され、それらも合わせて納付していただくこととなります）。

このようなことから、納期限内納付について、皆さんのご理解ご協力をお願いいたします。

●町税は、定められた納期限までに、納税者の皆さんが自主的に納めていただくものです。高取町では、この納税本来の自主納税を推進しています。

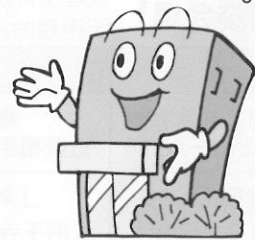


滞納とは？

定められた納期限までに納付しないことを言います。滞納されますと、納税者の方にとっても様々な不利益を受けることがあります。

督促手数料・延滞金を納めていたただかなければなりませんし、様々な行政サービスの制限を受ける場合があります。

また、滞納処分を受けること、勤め先への給与・照会、金融機関への預貯金等の照会、保険会社への調査、土地・建物などの不動産調査、自動車などの動産調査、他の官公庁への照会等、さらには自宅等関係先への財産搜索を行って、発見された財産を差し押さえて、滞納税に充てることとなります。



☆町県民税の申告について

□申告期間

3月15日（水）まで（土日祝を除く）

□申告場所

①税務課 ②郵便による提出（税務課あて）

□申告する人

6ページのフローチャートを参考に、必要な方は町県民税の申告をしてください。

※所得税の確定申告をされた方は、町県民税の申告は不要です。

※高取町内に事務所、事業所または家屋敷を有する方で、町内に居住していない方も申告が必要です。

□申告に必要な書類

・印鑑

・平成28年中の所得および経費を明らかにする書類（源泉徴収票等）

・国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療保険料の納付を確認できる書類（領収書、通帳等）

・国民年金保険料控除証明書

・生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書

・医療費控除を受けた方は、その領収書 ※控除額の計算を済ませてお越しくください。

なお、前年度（平成28年度）町県民税の申告をされた方につきましては、町県民税申告書と申告書の手引きを2月上旬に送付しておりますのでご確認ください。

奈良運輸支局からのお知らせ

毎年3月末は、決算期や自動車税の賦課期日の終期等による影響を受け、自動車の検査・登録の各種申請が窓口集中します。この時期に申請されますと、皆さまには長時間お待ちいただくなどご迷惑をおかけすることになります。

このような状況を緩和するため、自動車の移転登録（名義変更）や抹消登録（廃車）等の各種手続は、できるだけ早期に済ませるようお願いいたします。

登録の手続案内および検査関係については、

ヘルプデスク

「050（5540）2063」

（音声またはFAXサービス）

により24時間行っています。

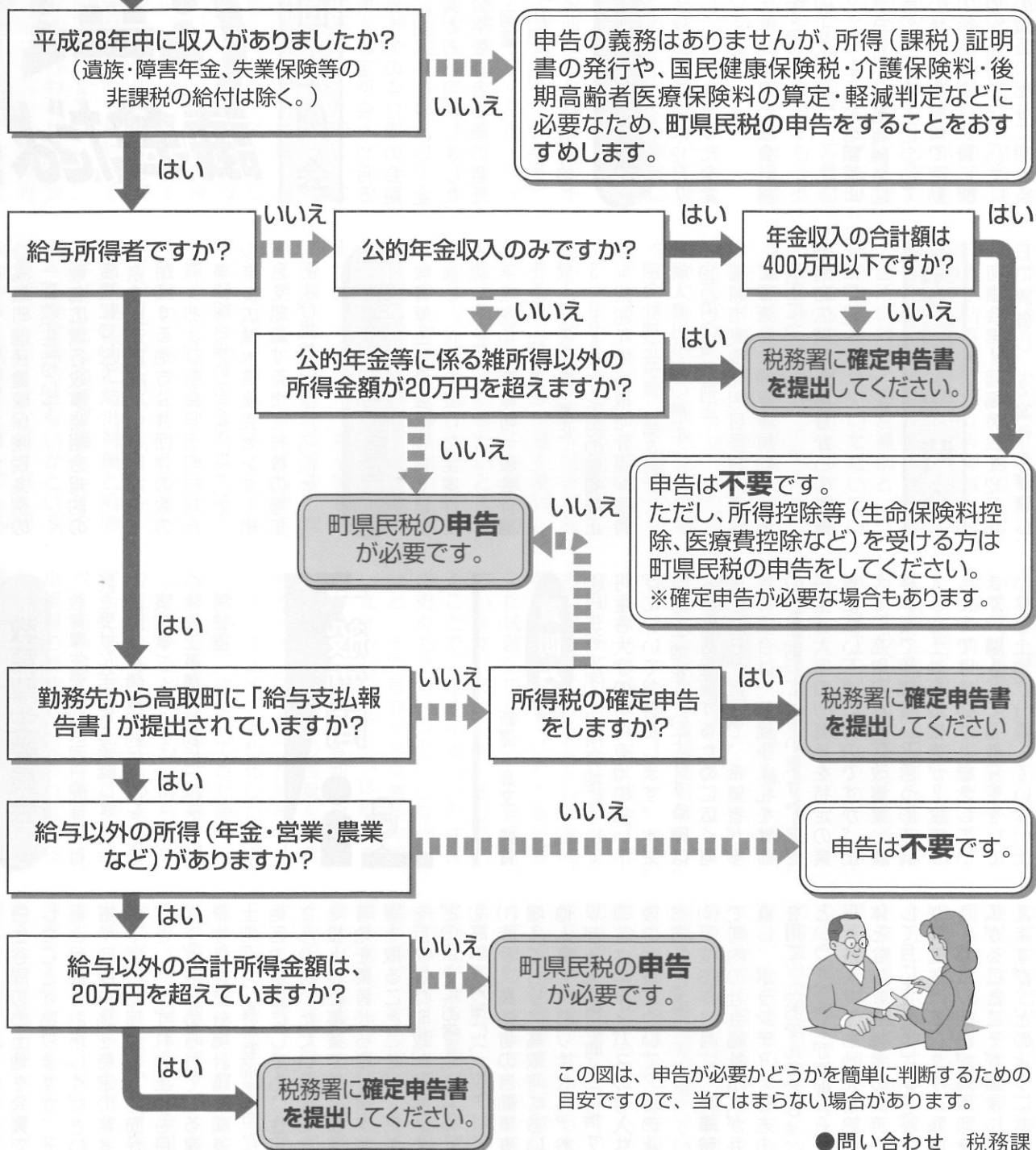
また、近畿運輸局ホームページ

<http://www.tb.mlit.go.jp>に各種手続案内を掲載していますのでご利用ください。

◆近畿運輸局奈良運輸支局



所得税・住民税の申告が必要？不要？



奈良県最低賃金

最低賃金は、奈良県で働くすべての人に適用されます。

時間額：762円

(平成28年10月6日発効)

◇特定（産業別）最低賃金

左記の産業に該当する事業場で働く労働者には、それぞれ特定（産業別）最低賃金が適用されます。

■奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業

・最低賃金

・時間額：846円

(平成28年12月24日発効)

■奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業

・最低賃金

・時間額：837円

(平成28年12月24日発効)

■奈良県自動車小売業最低賃金

・時間額：840円

(平成28年12月24日発効)

■奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金

・日額：6,527円

・時間額：816円

(平成元年1月25日発効)

（平成元年1月25日発効）



第4回 定例会

町議会第4回定例会を12月6日から9日までの4日間の会期で開催し、13案件を審議し、全議案を原案どおり可決しました。
◇高取町公平委員会委員の選任について同意

川田 祐三(下土佐)

〈敬称略〉

総務経済建設委員会

総務経済建設委員会は12月7日に開催し、付託を受けた全案件を承認しました。

◇平成28年度高取町一般会計補正予算(第4号)

・歳入歳出予算の補正

1,497万2千円の増額補正

◇高取町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

◇高取町の特別職の職員で常勤のものとの給与および旅費に関する条例の一部改正について

◇一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

◇高取町税条例の一部改正について
◇高取町国民健康保険税条例の一部改正について

◇飛鳥広域行政事務組合規約の変更について

◇奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少および奈良県市町村総合事務組合規約の変更について

◇奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村数の増加および規約の変更について

教育厚生委員会

教育厚生委員会は12月8日に開催し、付託を受けた全案件を承認しました。

◇平成28年度高取町一般会計補正予算(第4号)

・歳入歳出予算の補正

3,908万7千円の増額補正
◇平成28年度高取町介護保険特別会計補正予算(第3号)

・歳入歳出予算の補正

19万円の減額補正

◇橿原市高取町明日香村介護認定審査会共同設置規約の一部改正について

◇南和広域衛生組合からの脱退について

第2回 臨時会

町議会第2回臨時会を12月15日に開催し、2案件を審議し、全議案を原案どおり可決しました。

教育厚生委員会

教育厚生委員会は同日開催し、付託を受けた全案件を承認しました。
◇建設工事請負契約について(建築工事)
◇建設工事請負契約について(厨房機器)

一般質問



新澤 良文 議員

質問?

①丹生谷大字の町所有地について
丹生谷大字の町所有地の払い下げについてお尋ねします。本来、町の土地を払い下げする時は、公平性を担保するために広く町民に知らせた上で、希望者が多数の場合は一般競争入札をするのが原則だと思っています。なぜ、丹生谷大字の町有地を特定の業者に払い下げたのですか。加えて、高取町が地区改事業、農林事業で補償費という形で購入した土地を地権者が2度売りしたのではないかと懸念しています。購入して名義変更をしていない土地、分筆していない土地もきちんと把握した上で管理

されていますか。以前高取町が丹生谷周辺の土地を公費で測量したことがあります。その地番と目的をお示しください。里道や町所有地を特定の業者に払い下げた理由を、お聞かせください。いずれの土地も丹生谷大字が苦しめられている産業廃棄物最終処分場計画に関連する土地です。農林整備事業にしても、地区改事業にしても、住民の皆さんからいただいた大切な税金を投入した事業です。私は、町有地を業者から取り戻す法的措置を取るこそが、民主主義を反映した町政だと思っていますが、どのようにお考えですか。

②高齢者対策について

(1) 昨今、高齢者の自動車事故が増えており、高取町においても他人事ではありません。お年寄りが住みよい町を目指す上で、コミュニティバスの導入など今後の対策について、どのようにお考えですか。

(2) 平成28年11月に、兵庫熊の家で町内の社会福祉法人が共同主催し、ボランティア有志の協力を得て、「おでんでおしゃべり」というイベントが開催されました。丹生谷大字でも地元自治会が主体となり、高齢者の交流の場として月に1度サロン和(なごみ)

が開催されています。私は、こういう取り組みが高取町全体に広がるこそが望ましいと考えますが、どのようにお考えですか。

回答!

③私の質問に対する回答について
私は、今年1年間を通じて、子育て支援について、広域組合と近隣市町村との連携について、民間事業の指導について、教科書採択について、集落支援について、し尿処理の運搬業務について、兵庫大字の高取町土地開発公社隣接地と里道について、防災についての質問を行いました。未だに明確な回答をいただいていない事業が沢山あります。特に兵庫大字の公社隣接地と里道については、私が議員になって3年間質問を続けてきました。合わせて、育成校区への防災のための備えと子供たちの遊び場となる広場について、橿原市等で実施されている営農グラウンドのような広場を設ける必要があると考えます。これらの問題について、どのようにお考えですか。

①町の土地を払い下げの場合は、その土地が単独で利用可能と判断される場合は、公平性等の観点から、競争入札で払い下げるのが原則であると考えています。また、里道等の払い下げについては、里道や水路のような長狭い形の土地は単独での利用が困難であると判断されることから、法定外公共物の用途廃止申請により、一定の条件が整えば売り払いをするものです。そのため、特定の業者に払い下げるとい

ことではないと考えています。

以前町の事業で購入した土地が2度売りとなっているのではないかとご指摘については、地番を調査した結果、一部においては、町が買収したにも関わらず未登記であったため、2度売りとなっている可能性があります。当時の契約書、丈量図、町の支払状況等の書類をもう少し詳しく調査していきたいと思っています。

町が購入して分筆登記されていない土地の管理については、平成12年に作成された各事業に伴う未登記調査簿を基に調査等を行っているところです。

以前高取町が丹生谷周辺の土地を公費で測量したという件については、おそらく平成24年度に未登記処理をした案件と思われる。未登記を処理するに伴って必要な測量等を実施しており、現在は登記済みとなっています。

②(1)高取町においては、公共交通が廃止路線となった時にコミュニティバスを無料で走らせた時期がありましたが、住民の利用頻度も低く、運行を廃止した経緯があります。ご質問のような目的に依じての公共交通支援については、今のところ考えていませんが、今後住民のニーズに合った運行も含めて検討していきたいと考えています。

(2)兵庫懇の家で行われたイベントについては、11月27日に町内の社会福祉法人が共同で地域貢

献の一環として実施されたものです。また、サロンについては、高齢者の居場所作りを目的とし、介護予防事業における地域介護予防活動支援事業の1つとして、現在丹生谷のサロン和を含めた2箇所に対し、運営補助という形で支援をさせていただいてるところです。このような地域の皆さんによるサロンについては、今後ますます高齢者が増えていく中で、高齢者自身を含めた地域住民が担い手となり、またお互いに支え合いながら交流の場を設けておられ、正に理想的な姿であると感じています。今後このようなサロンの運営をしたいと希望する大字や団体がありましたら、ぜひ実施を検討していただき、町としても積極的な支援を考えていきたいと思っています。

(3)兵庫大字の公社隣接地の民有地に積み上げられた土砂が滑り落ちてきて、現状では奥へ入れません。そのため、再三業者や所有者を呼び、問題の解決に向けて努力をしているところです。業者からは、年内を目処にできるだけ解決できるよう努力をしますという返事を得ていますので、引き続き解決に向けて取り組んでいきたいと思っています。

育成校区内に防災対策と同時に子どもたちの遊び場としてのスペースが得られないかというご質問については、バイパス周辺の余った県有地を貸してもら

えるよう中和土木事務所に引き続き要望し続けていきたいと思っています。営農グラウンドについては、農地の有効利用にはなりませんが、一時転用であったとしても農地法に基づく転用許可申請が必要になりますので、十分考慮していきたいと思っています。

質問？

米田 義一 議員

①町並み保全修復補助制度について

高取町は城まつり、雛めぐり、案山子めぐり、泥んこ祭りなど多くのイベントが開催され、県内県外から高取町を訪れる観光客、また城跡へのハイカーも急増しています。多くの観光客が訪れることで、土佐街道沿いの住民の方々もきれいな町にしなければと、その意識が年々高まっています。観光客からは静かでのどかで、きれいな町で良い所です。ねと、お褒めの言葉を何度も聞くことが多くなりました。一方、空き家や老朽化した民家が増加し、腐食してきた箇所のある民家もあります。修理を迫られているところも、あちこちで見受けられます。このような箇所にあつては、早急に修理すべく初期対応が何より重要です。小規模の修理をしなければならぬと思われものには、古さびたトタンの取り替え、土塀の

落下、腐食した板張り、古い瓦のズレなどがあり、このような現状では危険です。町並みの景観もよくありません。土佐街道の景観を将来につなぐためにも身近に活用しやすい「町並み保全修復補助制度」をつくること

が重要であると思いますが、どのようにお考えですか。

②町並みの景観保全制度について
年々、土佐街道の人通りも増加する中で、明日香村キトラ古墳の壁画館も完成し、壺阪山駅を利用される観光客が増えています。さらに足を延ばして土佐街道を散策される方も目に入ります。初めての観光客にとって、石畳や瓦葺き白壁、けんち石を使用した木造建築が実に新鮮に映り大変感動される方も多くおられます。しかし、一方では建物も老朽化が進み管理が大変苦労されている方、空き家や更地の増加があり、その他にも多くの問題を抱えています。このような現状が今後続くようであれば、土佐街道や城下町の良さが無くなることは目に見えています。これ以上この町の歴史的景観が変わらないように食い止めることが最重要課題です。そのためには、景観保全のための制度の確立が何より必要です。届け出義務、報告義務を条例化して施主および施工者に対して周知を徹底する実効性のあるものにする

ことが急務だと思いますが、どのようにお考えですか。

現在、土佐街道地区においては、ご指摘のとおり空き家や老朽家屋、更地、また現代的な建物も多く見受けられるところです。その中で、日本国内でも珍しい1本道の城下町という景観を維持し、保全していくことは大変重要なことであると認識しています。

平成23年10月に、奈良県景観条例に基づき土佐街道地区周辺景観住民協定が、土佐街道沿いの7自治会間で締結されています。景観の規制について、届出義務、報告義務を条例化し、施主や施工者に対して周知を徹底することとは、一方で住民が暮らしていく上で色々な障害もあり、また困ることも多くあります。また、空き家が多い場合には地域のコミュニティ自体が大きな問題であり、保存事業が継続していけるかどうか、また経費の負担についてもできるのかどうかが大きな課題になると思います。

この地域においては、平成27年に奈良県とまちづくり包括協定を締結し、現在住民の皆さんが参加して、まちづくり基本構想の策定を進めているところです。また、高取町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも、土佐街道周辺の町並みの景観の向上、また歴史まちづくり法の活用、検討を主な施策として示しており、今後の城下町の保存整理、活用の仕方を総合的に多方面から検

回答！

討しているところです。今後も地域固有の景観を観光資源として守り、より魅力的に育て、まちづくりを通して活用する取り組みを関係者と連携を深めながら進めていきたいと思っています。

河合 茂 議員

質問？

①認知症検査とその後の対応について

最近、認知症や判断力の低下した高齢者の危険運転による交通事故が多発し社会問題化しています。公道を逆走したりコンクリートに突っ込んだりといった事例が散見されますが、本町でも65歳以上の高齢化率が平成27年10月時点で全国平均26.7%に対して34.7%と高く、高齢者に対し認知症や判断力の低下予防の対策を行うことが重要になっています。認知症は本人のみならず家族にも身体的・精神的・経済的な負担が大きく、継続的なサポートが必要となります。そのため、早期発見・早期対応により本人を支援する体制を整えることが緊急の課題となっており、高取町地域包括支援センターでは、認知症初期集中支援チームが平成28年4月に設置され、認知症の発見・対応に尽力されていることと思います。そこで、次のことについてお答えください。

・認知症支援の主な活動場所、相談件数。

・検査機器によって認知症や軽度認知障害と判断されるその頻度。認知症の重症度まで測れるのかどうか。認知症と認められる頻度。その後受診に結び付けるフォロー。

・認知症支援に対する啓発活動。また、今後とも高齢化率はまだまだ高まる見込みですが、認知症を含めた高齢者対策についてどのようにお考えですか。

②増田邸改修整備と空き家実態調査委託業務の公募型プロポーザルについて

地方創生加速化交付金を活用して、増田邸改修整備と空き家実態調査委託業務を公募型プロポーザル方式で実施する旨、ホームページに公開されました。空き家を利用した人口増に結び付く公的な対策として歓迎をしています。時を同じくして総務省では、人口減少対策に積極的に取り組む自治体への支援を強化するため、人口の増加などで成果を上げた自治体に地方交付税を上乗せして配分する方針を決めました。国交省でも中古住宅の市場価値を高め流通促進を図り、空き家増加に歯止めをかける方針です。増田邸は新規移住者の活動拠点として有効活用し、空き家実態調査後は定住促進を目的し、賃貸でも販売でも高品質で市場価値のある住宅となるよう、委託終了後の活動こそが

重要だと思っています。空き家の実態を把握した上で移住・定住し、人口増加となるその後の具体的な方向づけ、対策はどのようにお考えでしょうか。さらに、増田邸をインキュベーション施設と位置づけるなら、外部からの定住者だけでなく地元の住民にも目を向けていただいて、増田邸の一室を町内に拠点を持たないサークルや団体の共用スペースとして活用できれば、世代間交流・異文化交流につながり、さらに移住者とのコミュニケーションが広がればそれぞれの活動の幅が広がると考えますが、どのようにお考えですか。

回答！

①認知症に関する相談は、福祉課の窓口や地域包括支援センターにおいて、ご家族からの相談はもとより、一人暮らしや高齢者のみの世帯が多い関係で、大字の区長さんや老人会、民生委員の方々からも来所や電話により受けることが多い状況です。それ以外にも、老人会の集まりや出前講座の際に相談を受けることもあります。相談を受けたら必ずご自宅や病院などに訪問し、本人および家族等と面談し、生活や心身の状況の確認、現在困っていることの聞き取りなどを行っているところです。相談の件数については、すでに要介護認定を受けて介護サービスを利用している認知症の方以外では、月に1人が2人というのが現状です。

平成28年度から実施している認知症初期集中支援チームについては、在宅の40歳以上で認知症が疑われる人、また認知症の人で医療サービス、介護サービスを受けていないか中断している人のうち、認知症疾患の臨床診断を受けていない、あるいは継続的な医療サービスを受けていない、適切な介護サービスに結び付いていない、介護サービスが中断しているといった4つの項目のいずれかに当てはまる人または医療サービス、介護サービスを受けているものの認知症の行動、心理症状が顕著なため対応が難しい人に対する支援を実施しているところです。

本町においては、物忘れチェックとしてタッチパネル式の物忘れ相談プログラムという機器を活用し、脳の健康チェックを行っているところです。使用する機器は医療機器ではありませんので、チェックにより認知症の診断が確定されるものではなく、あくまで物忘れによる認知症が疑われるというものです。これまで約230人にチェックを実施しましたが、約20%に物忘れが多いとの結果が出ています。物忘れが多いとの結果が出た方には、現在の自立度や生活状況、困りごとなどを確認し専門医への受診勧奨や介護サービスの利用などについての支援を行っています。また、状況に応じて家族等にも連絡を取りながら支援の開始を行っているところです。また、明らかに認知症が疑われる方については、専門医への受診が重要となってきます。本人も認知症の自覚があり、スムーズに専門医の診察を受ける方もいらっしゃると思いますが、本人や家族が認知症の疑いを認めないとかあるいは何らかの問題行動が見られるなどの場合は、認知症初期集中支援チームによる介入を進めていきたいと思っています。

家族や地域住民の皆さんに対しては、認知症への理解をより深めていただくことがより重要であると考えます。そのために平成26年度から認知症サポーター養成講座を開催し、これまでに16団体228名の方に受講していただきました。これから引き続き認知症サポーター養成講座を開催して、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り、支援する認知症サポーターを多数養成していきたいと思っています。

今後においても、町民の皆さんが認知症になっても安心して暮らせるようなまちづくりを目指していきたいと考えているところです。

②空き家実態調査は、現在公募型プロポーザル方式により委託業者の選定を行っているところです。この調査により、町内に

質問？

空き家がどれくらいあるのか、またその空き家は使える状態なのか、あるいは店舗としての使用は可能なのか等それぞれの空き家の実態を把握することができず、調査後は空き家の情報をすべてデータ化して管理し、この情報を基に移住希望者や町内での起業希望者のニーズに合った空き家や空き家店舗の紹介・斡旋ができる態勢を整え、空き家の利活用の取り組みを進めていく計画です。具体的には、町行政から商工・観光関係までさまざまな分野の団体で構成する移住起業支援ネットを設立し、構成メンバー間で情報を共有しながら移住希望者や起業希望者に対して地域の実情を踏まえたサポートを行う予定です。また、移住希望者と地域との調整や起業希望者に対する起業のアドバイスや雇用の斡旋など総合的なアドバイスができるコンシェルジュ能力を持つ人材を配置し、様々なニーズに対応できる体制を構築する予定です。本町への移住に関する問い合わせは、平成27年度中に約100件あり、移住や起業に関する相談に総合的に対応するための事務所を増田邸に置くことを考えています。拠点は持たずに活発に活動するサークル団体が数多くあることや、増田邸を使いたいという希望者があることも承知していますので、整備後は多くの団体に使っていただけるように管理・運営していく予定です。

①介護保険制度改正に伴う本町の取り組みについて

平成27年4月から適用、実施をされている改正後の介護保険法で大きな柱となるのは、要支援1、2の訪問介護と通所介護を予防給付から外し、地域支援事業の新しい介護予防日常生活支援総合事業へ移行させることです。全国一律の基準である予防給付から市町村ごとの取り組みとなり、サービス提供にNPOやボランティアも加わり、多様なサービスと費用の効率化を可能とすると説明されています。制度改正の主な内容と目的、本町の実施内容と実施時期の見通しについてお答えください。また、総合事業の次のことについてお答えください。

・担い手にボランティアが加わり、専門性が確保できるのか。事故があった場合、責任の所在はどうなるのか。費用の効率化が優先されて本当に介護予防となるサービスを提供することができ

・要介護認定の申請をする又は簡単な基本チェックリストによってサービス振り分けのことだが、チェックリストを優先させて介護認定をさせないような動きになるのではない

・チェックリストの実施は専門職でなくても良いとされているが、サービスを振り分ける根拠となる手続は専門職に任せるべきではないか。

・国の負担は後期高齢者の伸び率を上限としている。サービスの抑制が目的であり、必要なサービスを提供できるのか。

・利用料の2割負担が一部導入されているが、今後個人負担が増えていくということはないのか。

②公共交通対策の実施について

地方創生総合戦略策定におけるアンケートでは、町内にずっと住み続けたいと答えた人は63%、転居したいと思う理由に買い物など日常生活が不便だからと答えた人が54.5%、交通の便が悪いからと答えた人が47.7%という結果が出ています。住民の間では、将来車に乗れなくなったら不便で困る、通院や買い物、公共施設で行われる催し物に参加したい、電車から遠いので橿原市まで出かける移動手段が欲しいなどニーズは多様です。さらに、最近では高齢者の車の事故が多発しており、公共交通の充実が緊急な課題となっています。公共交通には、暮らしや福祉の増進をする重要な役割があります。また、交通の充実によって自由に移動できるようになれば援助を省くことができ、福祉面での必要経費が軽減されるだけでなく、個人消費や社会参加が活発になり、地

域全体の活性化につながっていくのではないかと考えます。高取町においては、近隣の広域でのバス運行と町内を基本とするデマンドタクシーを組み合わせた交通網が実施できないものかと考えています。移動支援のニーズと役割、今後の見通しについて、どのようにお考えですか。広域の公共交通協議会ではどのような話し合いが現在されていますか。住民や事業所を含めた研究チームを早急に作っていくべきではないかと考えますが、どのようにお考えですか。

③子育て支援の充実を
子どもの貧困率は全国で16.3%、ひとり親世帯では54.6%です。国の貧困対策では、経済支援の必要性をうたっています。高取町の子育て支援計画において実施されたアンケート調査でも、望ましい子育て支援策について、子育てにおける経済負担の軽減がもっとも多く望まれています。そこで、

・給食費の助成または無料化
・こども医療費の一部負担金の助成
・高校の通学費の助成
・保育料の軽減

を提案したいと思いますが、どのようにお考えですか。

回答！

①訪問介護と通所介護以外の訪問看護と通所リハビリ、福祉用具貸与、住宅改修等の予防給付については、従来どおりの予防給付に位置付けられます。総合事業については、市町村が中心となって地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制作りを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とするものです。本町においては、現行の訪問介護相当サービス、通所介護相当サービスを平成29年4月から総合事業に移行する方向で準備を進めているところです。なお、円滑な移行のために、平成30年3月末までの経過措置として、現在要支援認定を受けておられる方については、認定の有効期限の到来までは移行前のサービスを受けていただくことを考えています。単価については、国が定める単価以下に設定する必要があるため、適切な単価設定を検討しているところです。

サービスの決定に関しては、チェックリストの振り分けだけで対応するということは考えていません。要支援認定を受けられると、訪問型、通所型のサービスと合わせて従来からの予防給付、訪問看護、その他のサービスも使っていたことになるので、



チェックリストの対応のみをもつてサービスを適用するということは現在考えていません。また、チェックリストの受け付けについては、役場において行います。事務職員や、保健師、介護支援専門員を交えて、適切な受け付けになるように努めていきたいと思っています。

利用者負担については、現在基本は1割負担で、一定以上の所得者については2割負担ということですので、同じく応分のご負担をいただきたいと考えているところです。

②平成27年度より生活支援体制整備事業を開始し、高齢者支援に関わる様々な機関や団体が参画する定期的な情報共有や連携強化の場である協議体の設置や関係者のネットワーク化などを図るための生活支援コーディネーターを配置しています。平成28年度は、この協議体において高齢者の移動手段について協議をしており、現在は地域の実態調査として、具体的にどのような場面で移動が必要か、あるいは交通手段、行き先などのアンケート調査を進めているところです。移動手段については、高齢者のみならず町民全体に関わることなので、協議体からの施策に関する提案も踏まえて検討していきたいと思っています。

本町においては、地域公共交通協議会はまだ設置していませんが、今後の地域公共交通を協

議していく上では重要だと考えていますので、協議会を立ち上げるための調査研究を行いたいと思います。公共交通網を整備することは非常に重要なことだと思えますが、住民負担の問題もあり、もう少し時間をかけて近隣市町村から情報入手しながら、町の財政事情を勘案し、検討していきたいと思っています。

③給食費については、生活保護世帯には教育扶助費として全額支給、準要保護世帯には全額助成を行っています。なお、給食費の内容は学校給食法に規定されており、給食の運営に必要な施設、設備の整備費、調理従業員の人件費については学校の設置者、それ以外の経費、食料料費については保護者が負担するとされています。そのため、保護者の皆さんに応分の負担をいただいており、給食費の助成を行うことは考えていません。

子ども医療費の自己負担については、県基準どおりに実施しているところであり、町独自としては所得制限の撤廃を行っているところです。それ以上の自己負担の助成については、今後の課題であると考えています。

高校通学費の補助については、社会通念上、保護者が負担するのが本来あるべき姿であると考えます。本町では私鉄の駅が3箇所あり、通学の利便性は十分に確保できていることから、高校通学費の補助については考え



ていません。

保育園の保育料については、国において基準額が定められています。本町においては、財政状況は厳しいですが、子育て世帯の負担を考慮して、国の基準よりも町独自で軽減しているところです。また、国の政令改正に伴い、平成28年度から多子世帯の保育料負担の軽減として、年収360万円未満の世帯の第2子半額、第3子以降の無償化を完全実施しました。また、年収360万円未満のひとり親世帯への保育料負担の軽減を拡充しました。本町においては、すでに町独自で保育料の軽減を実施していますので、今後においては国の動向を注視しながら対応していきたいと考えているところです。

町立幼稚園の保育料については、世帯の所得に応じた保育料を設定し、保護者の経済的負担の軽減を図っています。これ以上の負担軽減を図ることは困難であり、保育料の助成を行うことは考えていません。

職業訓練制度を 利用してみませんか？

「新しいスキルを身につけたい」
「資格を取って就職につなげたい」
……など、就職に必要な技能・知識を身につけるための職業訓練の制度があります。

☆職業訓練

仕事を探している方が、就職に必要な知識・技能の習得やレベルアップを図るためのものです。対象者は、ハローワークに求職申込を行い、キャリア・コンサルティングを受け、就職のためにスキルアップが必要で、積極的に就職活動を行っている方です。

◇問い合わせ

ハローワーク大和高田
職業相談第2部門
0745(52)5801(42#)
〒635-8585
大和高田市池田574-6



自衛官等募集案内

【自衛官候補生 男子】

◇受付期間 年間を通じて行っています。

◇試験期日 2月24日(金)、3月10日(金)

※状況により実施しない場合や、日程が変更になる場合があります。

◇資格 採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の人

【幹部候補生】

◇受付期間 3月上旬～5月上旬

◇試験期日 1次試験 5月上旬 筆記試験
2次試験 6月中旬 小論文・口述試験、身体検査

◇資格 平成30年4月1日現在、22歳以上26歳未満の人

・20歳以上22歳未満で大卒(見込含)/短大は除く、または外国における学校を卒業した場合で、大卒に相当すると認められる人

・20歳以上28歳未満の修士課程修了者等(見込含)

【予備自衛官補】

◇受付期間 1月上旬～4月上旬

◇試験期日 4月中旬

◇資格 平成29年7月1日現在、一般公募 18歳以上34歳未満の者
・技能公募 18歳以上で国家免許資格等を有する者(資格により年齢制限の上限が異なります)

☆問い合わせ

自衛隊糧原地域事務所
0744(29)9060
奈良地方協力本部
<http://www.mod.go.jp/pco/nara>

こんにちは



地域包括支援センターです。

申込制『元気サロン』のご案内～3月分～

「運動したいけど、機会がない」、「ひとりではなかなかできない」など、せっかくやる気があるのに心もからだも閉じこもってはいませんか？

高取町では、毎月、65歳以上の方を対象に“筋力アップ運動”や“有酸素運動”などを取り入れた、介護予防運動を行っています。ぜひこの機会に、これからますます元気で過ごすためにも、一緒に楽しく運動してみませんか？

◎と き

「筋力アップ運動」

3月7日(火) 10時～11時(受付9時30分～10時)

「楽しく有酸素運動」

3月15日(水) 10時～11時(受付9時30分～10時)

「ステップアップ運動」

3月23日(木) 14時～15時(受付13時30分～14時)

※当日は健康チェックを行いますので、9時30分～10時または13時30分～14時までにお越しください。

◎定 員 各日、40名(定員になり次第締め切ります。)

◎持ち物 運動できるくつ、タオル、水分補給のお茶など

※現在、通院中の方や、身体等に心配のある方は、かかりつけ医に相談してください。

◎ところ リベルテホール 2階大研修室

◎対象者 町内在住の65歳以上の方(介護保険第一号被保険者)

◎申込方法 2月1日(水)から申込を受付しますので、電話または、文化センター1階にある地域包括支援センターにお越しください。

申込制『にこにこ介護予防講座』のご案内

【元気なうちにやるべきこと】

元気なうちから考えておくべきこと、伝えるべきことなど、早いうちから終活の準備を学んでおくことも介護予防でできることのひとつです。

◎と き 2月21日(火) 13時30分～15時

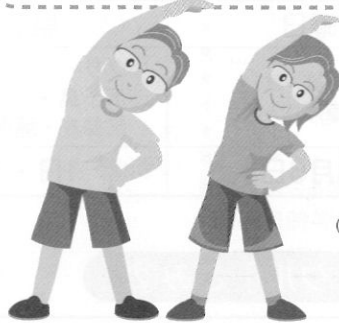
◎定 員 40名(定員になり次第締め切ります。)

申込制『スペシャルリハ運動』のご案内

最近からだが思うように動かなくなったように感じている方、ロコモティブシンドローム(運動器症候群)をチェックして、いつまでも自立した生活を送れるよう介護予防運動を学びましょう。

◎と き 2月23日(木) 9時30分～11時

◎定 員 20名(定員になり次第締め切ります。)



◎申込・問い合わせ

地域包括支援センター
0744(52)5531

糖 尿病・高血圧・高コレステロール・肥満といったメタボリック症候群を放置すると動脈硬化が進行し、狭心症、心筋梗塞、脳卒中などが起こりやすくなります。しかし、動脈硬化は心臓や脳血管だけでなく末梢の動脈でも起こります。PAD(末梢動脈疾患)は、足や手の動脈(末梢動脈)が動脈硬化によって狭くなったり詰まったりして血液の流れが悪くなる病気です。日本では「閉塞性動脈硬化症」や「慢性動脈閉塞症」と呼ばれている疾患ですが、海外ではPADという呼び方が一般的です。この病気は、足のしびれや痛みを起こし、悪化すると潰瘍や壊死となることもあります。

PADは、ほとんどが50歳以上で発症し、男性が女性の8～9倍であり、喫煙者に多い傾向があります。また、人口透析を受けている方はリスクが高いため特に注意が必要です。治療としては、動脈を詰まりにくくする薬や、拡げる薬を用いた薬物療法、速歩や軽いジョギングなどの理学療法、狭くなったり詰まったりした動脈の先に血液が流れるように血管をつなぎあわせるバイパス手術、カテーテルという管を血管内に挿入し、狭くなっているところをバルーン(風船)を拡げ、ステントという金属の筒を留置する血管内治療が挙げられます。PADの初期の段階では、冷えやしびれを感じる程度で、歩行時に足に痛みを感じても、しばらく休むと痛みが治まるなど、異常に気付きにくいことがあります。そのため、病気が進行してから診断されることも少なくありません。普段から足の傷、皮膚の色の変化、冷感の有無、足先の変形などに注意するフットケアも心がけましょう。

PADによって日常生活を困難にするような状況を避けるためにも、右記のような初期症状を見逃さないようにして、できるだけ早期に治療を受け、重症化させないことが大切です。

奈良県医師会



2月のごみ収集日

*ごみ搬出は、所定の場所に午前8時30分までにお願いいたします。
 *【 】内は次月の最初の収集日。
 *ごみを分別するときは、ごみの分別表および家庭ごみの出し方と分け方ガイドブックを参考にしてください。

可燃物 [もえる] ごみ

●ごみ110番●TEL 0744 (52) 3334 内線 500 住民課 501 環境事務所

月曜日・木曜日コース	火曜日・金曜日コース
下土佐・観覚寺・吉備・松山・羽内・藤井・市尾・谷田・与楽・寺崎・越智・車木	グリーントウン・清水谷・上子島・下子島・上土佐・丹生谷・兵庫・森・田井庄・薩摩・佐田
2日・6日・9日・13日・16日・20日・23日・27日【3月2日・6日・9日・13日】	3日・7日・10日・14日・17日・21日・24日・28日【3月3日・7日・10日・14日】

不燃物 [もえない] ごみ

第1・第3 火曜日	第2・第4 火曜日	第1・第3 木曜日	第2・第4 木曜日
下土佐・観覚寺・吉備・松山・羽内・藤井	市尾・谷田・与楽・寺崎・越智・車木	丹生谷・兵庫・田井庄・薩摩・森・佐田	グリーントウン・清水谷・上子島・下子島・上土佐
7日・21日【3月7日】	14日・28日【3月14日】	2日・16日【3月2日】	9日・23日【3月9日】

資源物「リサイクル」ごみ①

第1・第3 月曜日	第1・第3 水曜日	第1・第3 金曜日
市尾・谷田・与楽・寺崎・越智・車木	グリーントウン・清水谷・上子島・下子島・上土佐・丹生谷・兵庫・田井庄・薩摩・森・佐田	下土佐・観覚寺・吉備・松山・羽内・藤井
6日・20日【3月6日】	1日・15日【3月1日】	3日・17日【3月3日】

資源物「リサイクル」ごみ②

第2・第4 月曜日	第2・第4 水曜日	第2・第4 金曜日
市尾・谷田・与楽・寺崎・越智・車木	グリーントウン・清水谷・上子島・下子島・上土佐・丹生谷・兵庫・田井庄・薩摩・森・佐田	下土佐・観覚寺・吉備・松山・羽内・藤井
13日・27日【3月13日】	8日・22日【3月8日】	10日・24日【3月10日】

2月の

し尿収集予定表

☆作業の都合上日程が前後する場合があります。
 問い合わせ 住民課

日	曜日	岡本班収集大字	勝班収集大字
2月 1 日	水		丹生谷
2 日	木		丹生谷
3 日	金		丹生谷
21 日	火		観覚寺・下土佐・上土佐
22 日	水	森・佐田・薩摩・松山・市尾	下子島
23 日	木	羽内・藤井・田井庄	上子島
24 日	金	市尾【曾羽】・谷田	清水谷・吉備・下土佐
27 日	月	兵庫・車木・越智	下土佐・観覚寺【駅前】
28 日	火	寺崎・与楽	下子島・清水谷

保健だより

問い合わせ：
高取町保健センター
電話番号 0744(52)5111
FAX番号 0744(52)3351

離乳食教室

とき 2月22日(水)

9時50分～10時受付

ところ 保健センター

対象者 4～9か月児の保護者
持参品 母子健康手帳、
筆記用具など

申込 2月15日(水) 【祝日は除く】までに保健センターへお申込ください。

ベビーマッサージ教室

とき 3月7日(火)

10時～11時

ところ 保健センター

対象者 2～7か月の赤ちゃん
とママまたはパパ

費用 資料およびオイル代等で
先着10組
3000円

持ち物 バスタオルとお子さんの
飲み物(ミルク・お茶など)、
おむつなど

申込 2月28日(火)までに保健
センターへお申込くだ
さい。

健康相談

とき 3月10日(金)

13時30分～15時受付

ところ 保健センター

対象者 原則40歳以上

内容 尿検査、身体測定、血圧
測定、体脂肪測定、健康
に関する相談

持参品 健康手帳(お持ちでない
方は、当日、保健セン
ターで交付します。)

ご注意ください

平成28年度

高齢者肺炎球菌感染症予防接種 接種期限のお知らせ

高齢者肺炎球菌予防接種の平成28年度対象者の接種期限は、平成29年3月31日までです。定期予防接種として接種できるのは生涯に1回のみで、今年度対象となった方は今後定期予防接種の対象になりませんので、ご注意ください。

下記に該当される方で、接種をお考えの方は期限までに接種ください。

●平成28年度該当者

①次の生年月日に該当する人
※ただし、既に23価肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある人は対象になりません。

②60歳～65歳未満で、心臓・じん臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極端に制限される程度の障害を有する人並びにヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほ

※平成29年3月末日時点

年度内年齢※	対象となる生年月日
65歳	昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生まれの方
70歳	昭和21年4月2日～昭和22年4月1日生まれの方
75歳	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生まれの方
80歳	昭和11年4月2日～昭和12年4月1日生まれの方
85歳	昭和6年4月2日～昭和7年4月1日生まれの方
90歳	昭和元年4月2日～昭和2年4月1日生まれの方
95歳	大正10年4月2日～大正11年4月1日生まれの方
100歳	大正5年4月2日～大正6年4月1日生まれの方

接種医療機関等、ご不明の場合は保健センター
[0744(52)5111]まで問い合わせください。

◎高血圧、糖尿病、高脂血症など生活習慣病でお悩みの方は、ぜひお越しください。

◎管理栄養士による相談

【対象人数：4人】があります。
希望される方は、2月24日(金)までに保健センターへお申込ください。

健康の

身体活動(日常生活活動+運動)を 毎日の生活に10分 多く取り入れましょう!



寒い季節には体を動かすことをついつい避けてしまうもの。しかし「身体活動不足」は、世界の死亡に対する危険因子の第4位とされており私たちの健康を脅かす大きな健康課題です。これは、1位高血圧、2位喫煙、3位高血糖に続くもので、身体活動不足の影響は肥満や喫煙に匹敵するとの研究結果が示されています。身体活動は、肥満の解消だけでなく糖尿病や心臓病、がんやつづ病、認知症にまで良い効果をもたらします。

これからの検証から厚生労働省は身体活動指針として毎日の生活に10分多く体を動かすことを推奨しています。身体活動は、健康づくりに欠かすことのできない生活習慣です。毎日の積み重ねが私たちの健康を作っていきます。

●寒い冬は脂肪燃焼のチャンス!

冬は運動する機会を避けがちなのに、年末年始等で飲食の機会が増えるもの。しかし、気温が低いと体は体温を上げるためにより多くのエネルギーを使うため、同じ活動でも夏と冬では冬の方が効率的にエネルギーを消費できるのです。

●お餅1個は、散歩40分!?

お餅1個のカロリーを消費するためには、体重60kgの男性なら散歩約40分、速歩き約20分の活動が必要です。消費できない分は、脂肪として体内にたまっていきます。日本酒半合も同じカロリーがあるので要注意です。

●冬の運動の注意点

一方で、寒い屋外での急な運動には危険があります。寒さによって血管が収縮し血圧を上昇させ心臓に負担がかかります。さらに関節や筋肉が硬くなることから、予期せぬ怪我や事故を招くことや、怪我による傷が乾燥から肌が裂けるため大きな傷になりがちです。これらの危険を意識して、冬の運動も安全に行っていくようにしましょう。

《注意点》

- ①身支度や準備体操を丁寧にしましょう。
- ②脱ぎ着できる上着を上手に使いましょう。
- ③食事をきちんと食べて体温をあげましょう。
- ④水分摂取をこころがけましょう。



高取町臨時職員募集

職 種	雇用予定人数	応募資格	雇用期間	給 与
介護支援専門員	2 名	介護支援専門員の資格を有すること、自動車の運転およびパソコンの操作ができること	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日 ※3月に引継を行います	月額 176,700円 (賞与あり)※1

【雇用試験】◎試験日 2月20日(月) 受付9時～ ◎場所 役場2階 ◎内容 作文、面接
 【受付期間】2月1日(水)～2月17日(金) ※1 引継期間の給与は別途設定

職 種	雇用予定人数	応募資格	雇用期間	給 与
高取町放課後 児童クラブ指導員 (嘱託職員)	2 名	保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、社会福祉士等の資格のある方	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	月額 157,300円 (賞与あり)

【雇用試験】◎試験日 2月20日(月) 受付9時～ ◎場所 役場2階 ◎内容 面接
 【受付期間】2月1日(水)～2月17日(金)

職 種	雇用予定人数	応募資格	雇用期間	給 与
高取町放課後 児童クラブ指導員 (非常勤職員)	若干名	資格の有無は問いません。 学生の方も募集します。 (高校生不可)	合格後応相談 (春休み、夏休みのみの 雇用も随時相談)	時給 816円 ※2

【雇用試験】◎試験日・場所 応募時に調整し、連絡します。 ◎内容 面接
 【受付期間】随時(必要人数に達するまで) ※2 有資格者[保育士、幼稚園、小学校教諭資格など]895円

【申込方法】

- ・高取町臨時職員雇用試験申込書(町ホームページからダウンロードするか、総務課で配布を受けて下さい)
 - ・写真2枚(うち1枚は申込書に貼付)
 - ・介護支援専門員に申し込む方は、介護支援専門員登録証明書の写し
 - ・放課後児童クラブ指導員(嘱託職員)に申し込む方、および放課後児童クラブ指導員(非常勤職員)に申し込む方で有資格者の場合は、資格の証明書の写しを持参のうえ、総務課へ申込んで下さい。
- ※郵送不可、代理人による提出可 ※勤務条件など、詳しくはホームページをご覧ください。

【問い合わせ】総務課

近年イノシシやシカなどの大型野生獣が増加傾向にあります。町内においても目撃情報が増え、農作物への被害も多数報告されています。

また、昨年は全国各地で人的被害が多発しています。町内においても農林作業等に当たっては野生獣との不意の遭遇に十分ご注意ください。

なお、町ホームページに「有害獣対策」を公開していますので、参考にして下さい。

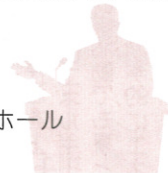
◎問い合わせ まちづくり課



高取町行政報告会 開催のお知らせ

町民の皆さんの多数のご参加をお待ちしています。

- ◎と き 2月12日(日)
- ◎受 付 9時30分～
- ◎開 会 10時～
- ◎と ころ リベルテホール 大ホール
- ◎問い合わせ 総務課



2月の相談日

◎どうぞ、お気軽にお越しください。

- | | | | |
|--------|--------|----------|---------|
| 22日 | 8日 | と き | と き |
| 的場 勉 | 岡村 良子 | 水曜日 | 13時～16時 |
| 山崎 直美 | 谷口 善美 | 老人福祉センター | 2階 |
| 皆已 善美 | (人権相談) | | |
| (一般相談) | 岩室 裕子 | | |
| (行政相談) | | | |

心配ごと相談所

